

2024年5月22日

尼崎市 松本 眞 市長 御中

特定非営利活動法人 日本タバコフリー学会 代表理事 菌 潤 (尼崎市民、医師)

<https://www.tobaccofreejp.org/>

〒561-0802 豊中市曽根東町1-11-44 ビコロ曽根 3F

尼崎市役所職員の勤務時間内禁煙の徹底と、敷地内屋外喫煙所廃止の要望

日頃は、市民のために公務にご精励いただき、感謝申し上げます。

日本タバコフリー学会(当学会)は、タバコのない(タバコフリー)社会を目指して活動しているNPO法人です。代表理事の私は、産業医資格も持つ医師で、尼崎市民です。

尼崎市は2016年7月22日に当時の稲村和美市長が「尼崎市職員たばこ取組宣言」を发出、市職員の勤務時間内禁煙の方針を打ち出され、従来の市役所地下職員駐車場の職員喫煙所も2021年10月8日から撤去していただき感謝しています。

先日(本年4月19日(金))、市役所庁舎と市議会棟間の渡り廊下の下の屋外喫煙所をウォッチングさせていただき、8時45分から17時30分までの勤務時間内に合計延べ214名の喫煙者を確認しました。出入り状況や持物などから推測分類を行い、その内訳は職員166名(77.6%)、議会関係者12名(5.6%)、市民36名(16.8%)でした。詳細は別紙報告とパワーポイントをご参照ください。

これは、明らかに「尼崎市職員たばこ取組宣言」違反の市職員による勤務時間内喫煙であり、敷地内屋外喫煙所の存在自体がこの違反を生み出していると思われます。可及的早期に敷地内屋外喫煙所の撤去をお願いします。また撤去費用は税金ではなく、設置に協力したJTの負担をお願いします。また勤務時間終了後の17時30分から18時までの間に、30人の職員が喫煙後に庁舎に戻られました。この方々の一部は残業されると思いますが、残業中も勤務時間内ですので、勤務時間内禁煙が守られていないことになります。

市役所本庁以外の職場でも同様に、勤務時間内喫煙の職員がいると思われ

ますので、5月31日から始まる世界保健機関(WHO)の禁煙ウィークに、改めて勤務時間内禁煙の周知徹底をお願いします。厚労省もこの機会に自治体のタバコ対策の取組み推進を求めています。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000202210_00014.html
公務ご多忙中、恐縮ですが上記の要望に対し、6月15日までに書面で当会事務局にご回答をいただきたく、宜しくお願い申し上げます。なお、本要望書とご回答は当会のHPなどで公開させていただく予定ですので、予めご了解をお願い申し上げます。

敬具